

特別養護老人ホーム丸子の里の入居者様、ご家族各位

特別養護老人ホーム丸子の里

施設長 川畠 竜一郎

医療体制と終末期ケア（看取り介護）についての確認書 ご家族様用

平素は丸子の里をご利用いただき、誠にありがとうございます。
入居にあたり、丸子の里の医療体制と看取り介護について説明させていただきます。

1.医療体制について

- 当施設は医療施設ではありませんが、介護保険法等に基づき、嘱託医が週に1度回診を行ない、入居者の皆様の健康管理及び療養上の指導、内服の処方等を行なっております。但し、専門的医療は嘱託医の判断により総合病院等への紹介制度をとっております。
- 看護職員につきましては、介護保険法等に基づく配置で入居者様の健康管理に努めております。看護職員の夜間配置はなく、夜勤帯は介護職員のみ配置となっており、したがって夜間に及ぶ医療処置は実施できません。緊急時等は昼夜を問わず外部の医療機関に診察を依頼する体制となっております。
- 外部の医療機関を受診する際には医療機関からの説明はご家族に対してなされます。従いまして受診の際にはご家族の付き添いが必要となりますので何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。
- 病状等の変化等によって専門的な医療処置等が必要となり、当施設での医療体制では今後の生活が困難となった場合は、ご本人の暮らす場所について改めてご相談させていただきます。

2.医療的ケア（吸引、胃瘻による経管栄養注入）について

- 口から食べることが難しくなった場合、経管栄養を選択される方もいらっしゃいます。口腔内、鼻腔内の吸引、胃瘻造設者の栄養注入は当施設でも行っておりますが、医療行為となる為、丸子の里では制度に基づき、介護職員に対し研修を実施しております。看護職員が不在の夜間帯にも医療行為が安全に実施されるよう、静岡県認定を受けた職員が対応しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

3.終末期ケア（看取り介護）について

- 当施設では、開設以来看取り介護に取り組んでおります。嘱託医や協力病院等の医師の診察により、入居様様が終末期を迎えられたと判断された場合、終末期をどのように過ごされ、どこで最期の時を迎えられるのか等、ご家族（可能であればご本人）のご意向をお聞きしております。（入居時にもご意向を伺っております）
- 治療や延命を重視すれば病院で終末を迎えることになり、また住み慣れたご自宅でご家族に囲まれて迎える場合もあります。当施設での看取りをご希望される場合は、ご本人ご家族のご意向を踏まえ、嘱託医の治療（看取り）方針に基づき、看護職員、介護職員、ケアマネジャー、管理栄養士、相談員等、各職種全職員が連携・協働し、その方らしい最期を迎えられるよう、看取り介護計画を策定し、ご家族と共に介護させていただきたいと思っております。
- 入居後、体調に変化が見られた際は、その都度ご家族へ状態等お伝え致しますが、その他わからない事等ございましたら、職員にお気軽に声をおかけ下さい。

説明者： 職種 看護長

氏名 山内 良江

※ 嘱託医： 八木 健二（八木医院）
吉岡 章（古庄わかばクリニック）
協力病院： 静岡済生会病院

令和 年 月 日

入居者様氏名 印

ご家族氏名 印
(身元引受人)

※ 確認書は一部ご家族用、一部施設保管用とする